

出張報告書

令和6年 5月 17日

幹事長

河合弘樹 殿

出張者氏名 河合弘樹
大林隆昭
坂上昌史

下記のとおり報告します。

1. 出張先 第一議員会館、総務省、文部科学省、内閣府、環境省
2. 出張日時 令和6年5月15日 ～ 5月16日
3. 出張用務（宿泊を要する場合はその事由）

政府への要望活動が2日間にわたる為

4. 旅 費

飛行機	関空-羽田 往復	¥92,400-
電車	熊取-関空 往復、羽田-浜松町 往復 (片道460円) (片道519円)	¥5,874 (460+519)×2×3/4
タクシー	浜松町-衆議院第一議員会館-総務省-ホテル ホテル-衆議院第一議員会館	¥6,500-
宿泊費	赤坂陽光ホテル	¥39,000-
手土産		¥2,500-

計 ¥146,274-

出張報告書

5. 報 告

令和6年5月15日から16日にかけて、政府への要望活動を行なった。

- ・総務省、船橋利実 総務大臣政務官
- ・文部科学省、今枝宗一郎 文部科学副大臣
- ・自見はなこ大臣 表敬訪問
- ・環境省、八木哲也 環境副大臣 へそれぞれ添付の書類の要望を行なった。

1日目2日目の要望以外の時間は

- ・デジタル庁レク（自治体DXの推進等について）
- ・内閣府地方創生推進事務局レク（企業版ふるさと納税について）
- ・内閣府レク（改正地域再生法の概要について）
- ・文科省レク（クラブ活動の地域移行について）

それぞれ各省庁の担当職員から説明を受けた

領収書
現・子・ク・割引 No.6904
日付 24年05月15日
車番 0014 000
メータ運賃 ¥3,200-
合計金額 ¥3,200-
消費税 10%
消費税率 10%
上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
登録番号: T6012401012476
境交通株式会社
東京都 墨田区大島 3-1-1
TEL0422-32-1434

領収書

日付 2024年05月15日
車番 8110
基本運賃 ¥1400-
合計 ¥1400-
(内消費税等 ¥127-)
内訳
現金支払 ¥1400-

登録番号: T6010901012448
kmグループ 国際自動車 板橋営業所
東京都板橋区坂1-22-10
忘れ物 領収書問合せ 03-3967-0571
お客様相談室 0120-717-039
ICカード
「S.RIDE」
ダウンロード用QRコード

<社コード>
A44-1023-9588
(営業回数7027)

領収書 No031

2024年05月15日
車番 53
運賃 1000円
運賃料金計 1000円
計 1000円
消費税 10.0%
消費税率 10.0%
登録番号: T6011401006942

お忘れ物、ご要望は
東京協同タクシー株式会社
TEL 03(3934)9381
配車のご依頼は
チャッケー無線 03(3573)3751

領収書 No006

毎度ご乗車ありがとうございます。

2024年05月16日
車両番号 104
運賃 900円
運賃料金計 900円
計 900円
内消費税額 81円
消費税率 10.0%
登録番号: T3050002033437

布川交通株式会社
板橋営業所
東京都板橋区坂下2-13-11
☎ 03(3969)1207

◎お忘れ物・ご要望の際は、当社までお気軽に
ご連絡下さい。

領収証

未来創造

様

No. 2040413-07

金額

¥2500-

内 訳

現金

小 切 手

手 形

消費税額等 (%)

消費税額等 (%)

但

商品代々

26 年 5 月 13 日

上記正に領収いたしました
大阪府泉南郡熊取町大宮4丁目963-6

株式会社 Grin Associates

代表取締役 瀧本 教正

登録番号

T2020/0/067668

GR1623

領収証

みらい創造

様

No.

金額

¥131400-

内 訳

現金

小 切 手

手 形

消費税額等 (%)

但

登録番号 T5120101052733

26 年 5 月 10 日

上記正に領収いたしました

株式会社 2933

せんぼく旅行セン

〒590-8276 大阪府堺市中央区小坂270 アソディ・イズミ

TEL072-276-6512 FAX072-

コケヨ ウケ-300



2933

2 9 3 3

せんぽく旅行社 当: 山本 功

〒599-8276 大阪府堺 アンティ・イズミヤB1

TEL: 072-276-6513

ご請求金額(税込み) ¥131,400-

様

担当

金額欄手書きは無効です。

令和 6 年 月 日

文部科学省・文化庁

様

熊取町議会議員

地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）の継続実施
に関する要望書

平素は、熊取町の文化財保存活用事業にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本町では令和 4 年度から地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）の補助事業を有効活用させていただき、熊取の伝統行事である「だんじり祭」のだんじり等の修理や記録作成を実施できましたことに対して、深く感謝申し上げます。

本町の「熊取だんじり祭」は、江戸後期から約 200 年、連綿と続く伝統行事であり、毎年秋になると町内 11 地区のだんじりが住民によって町中を曳行し、多くの住民が参加するなど、地域コミュニティを形成するうえで極めて重要な行事となっています。

また、「熊取だんじり祭」の宮入・パレードの 2 日間は町外から多くの観光客が熊取を訪れ、まちの活性化の推進にも寄与しているものでございます。

地域にとって重要な伝統行事である「熊取だんじり祭」は、自治会が維持、継承しており、今後もだんじりの経年劣化による修理等の必要性が高くなる一方で、地域においては人口減少や高齢化の急速な進行とともに、自治会の加入率が低下するなど、様々な課題を抱えており、伝統行事等を維持、継承していくことが困難な状況になっています。

つきましては、これまでも地域に古くから継承されている固有の伝統行事等への支援をいただいているところではありますが、今後も継続して地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）を実施いただけますよう要望いたしますので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和 5 年度実施の事業

分類	事業名	交付決定額	補助金
伝統行事	地域文化財総合活用推進事業 （地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）	16,585 千円	熊取伝統文化活用推進実行 委員会主体 文化芸術振興費補助金

令和6年 月 日

総務省

様

熊取町議会議員

ふるさと納税における地場産品基準に関する要望書

平素は、熊取町のふるさと納税事業にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、令和5年6月27日に改正された地場産品基準等の制度改正の趣旨を真摯に受け止め、改正前の地場産品基準に基づいて提供していた返礼品の大部分の提供を取りやめています。その結果、令和5年10月から令和6年3月までの寄附金受入額は、前年度同時期比で9割以上減少しています。

ふるさと納税制度の理念は、集めた寄附金の使途を確認した上で、寄附者が応援したい地方公共団体を選択することを通じて、地方創生を推進するものであると理解しています。

一方、現実問題として、寄附者は、寄附先の自治体を返礼品を主な目的として決定しており、人気がある返礼品の有無により、自治体間で、寄附金の受入額に極めて大きな格差が生じています。

本町は、大阪府南部に位置し、行政区域が17.24㎡と非常にコンパクトな町でありながら、人口は約4万3千人（令和6年3月末時点）を有し、近年は子育て・教育のまちとして発展してきました。

このような本町のまちづくりの特性（ベッドタウンという社会的役割）や、産業構造などの条件を踏まえると、返礼品としての人気が高く、競争力のある肉や魚などの第1次産業品の提供や、工業製品の製造工場等の誘致等は極めて困難な状況にあります。

現状のままでは、寄附金受入額を大幅に上回る住民税が流出することにより、行財政運営に支障をきたすことは明白です。

つきましては、本町のように、財政力指数が低く、まちづくりの特性や産業構造などの条件が相対的に不利な自治体が、年々激化する返礼品競争のなか、自助努力により寄附金を獲得することができる環境整備を図るため、総務省告示の改正を含め、地場産品基準の見直しについて、何卒、ご配慮賜りますようお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

令和6年 月 日

環境省

様

熊取町議会議員

広域化に伴う一般廃棄物処理施設の解体事業に関する要望書

平素は、熊取町の環境衛生事業にご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年6月19日に廃棄物処理施設整備計画において「将来にわたって、廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」と閣議決定されたことから、本町ではこれに基づき、し尿処理については令和3年4月に近隣団体への事務委託による広域化を開始し、ごみ処理についても令和14年度の稼働を目指している新ごみ処理施設への統合による広域化に向けて事務を進めています。

しかし、現在の循環型社会形成推進交付金では、施設の整備支援は進んでいるものの、使命を終える施設の解体事業については厳しい状況です。本町の場合、し尿処理施設では交付対象にならないことから財源確保が難しく解体事業が進んでいません。

また、ごみ処理施設においても、交付金の対象となるのは整備を行った施設と解体する施設が、原則、同数と定められており、本町のように新ごみ処理施設への統合による広域化を図り整備施設が1施設で解体する施設が2施設の場合、解体する2施設の内、1施設の解体後、当該施設の跡地に廃棄物関連施設を整備しなければならないといった土地利用策に制約がかかることから、速やかな解体事業実施が困難と考えています。

つきましては、国の方針に沿った広域化を進め使命を終える一般廃棄物処理施設の解体事業に対しては、上記の制約などを撤廃し交付金制度の充実を図っていただきたく、また、人件費や物価高騰など厳しい社会情勢の中で、交付金制度どおりの交付率となるよう財源の確保を要望いたしますので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和6年 月 日

文部科学省

様

熊取町議会議員

学校施設環境改善交付金の充実に係る要望書

平素は、熊取町の学校教育行政にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本町においては、学校施設の老朽化に対応すべく「熊取町学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的な改修を進めているところです。

現在、老朽化している校舎全体の改修については、「学校施設環境改善交付金」を活用して実施しておりますが、令和4年度まで補助対象であった「大規模改造（老朽）事業」により実施していた設備改修や内装改修については、「長寿命化改良事業」に一本化されたことにより、補助対象となる校舎の築年数要件が40年以上のものに限定されるとともに、教育内容・方法の多様化等に適合させるような特定の内部改造工事を除く、老朽校舎の内部改修工事は補助対象とされておりません。

子どもの教育環境の直接的な改善・向上は内部環境の改善によるところが大きいことから、老朽校舎の内部改修工事も、令和4年度までと同様の財政措置及び補助メニューの充実に図られるよう要望いたしますので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。